

瑞穂市 成年後見制度利用支援事業 基本的方針 (案)

瑞穂市役所 地域福祉高齢課
瑞穂市福祉総合相談センター

福祉総合相談センターの概要について

【運営形態】

社会福祉協議会においてワンストップ型の相談拠点の配置の必要性から、複数の事業が一体的に展開可能な支援体制を期待され、平成27年4月1日より福祉総合相談センター運営を開始。

○平成30年第68回岐阜県社会福祉大会において岐阜県社会福祉協議会より、
「ワンストップ型の総合相談支援体制の構築」を評価。優良社協として表彰。

●令和2年度 全国社会福祉協議会よりおなじく **「ワンストップ型の総合相談支援センター」**
として優良社協の表彰。（※全国40団体中の1か所）

瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター

心配ごと 相談事業	障がい者 相談支援事業	子ども・若者の 居場所づくり事業	生活困窮者 自立支援事業	日常生活自立 支援事業	緊急一時 食糧支援 事業	資金貸付 事業
弁護士相談 連携事業		子ども食堂 運営事業		成年後見制度 利用支援事業		

令和3年度 成年後見制度活用事業 実施計画 (案)

【目標】

- ① 市民・福祉従事者別 成年後見人制度の普及・啓発
- ② 一次相談機関の機能強化及び中核機関との連携の在り方
- ③ 権利擁護事例を通じた福祉従事者のソーシャルワーク・マネジメント力の向上

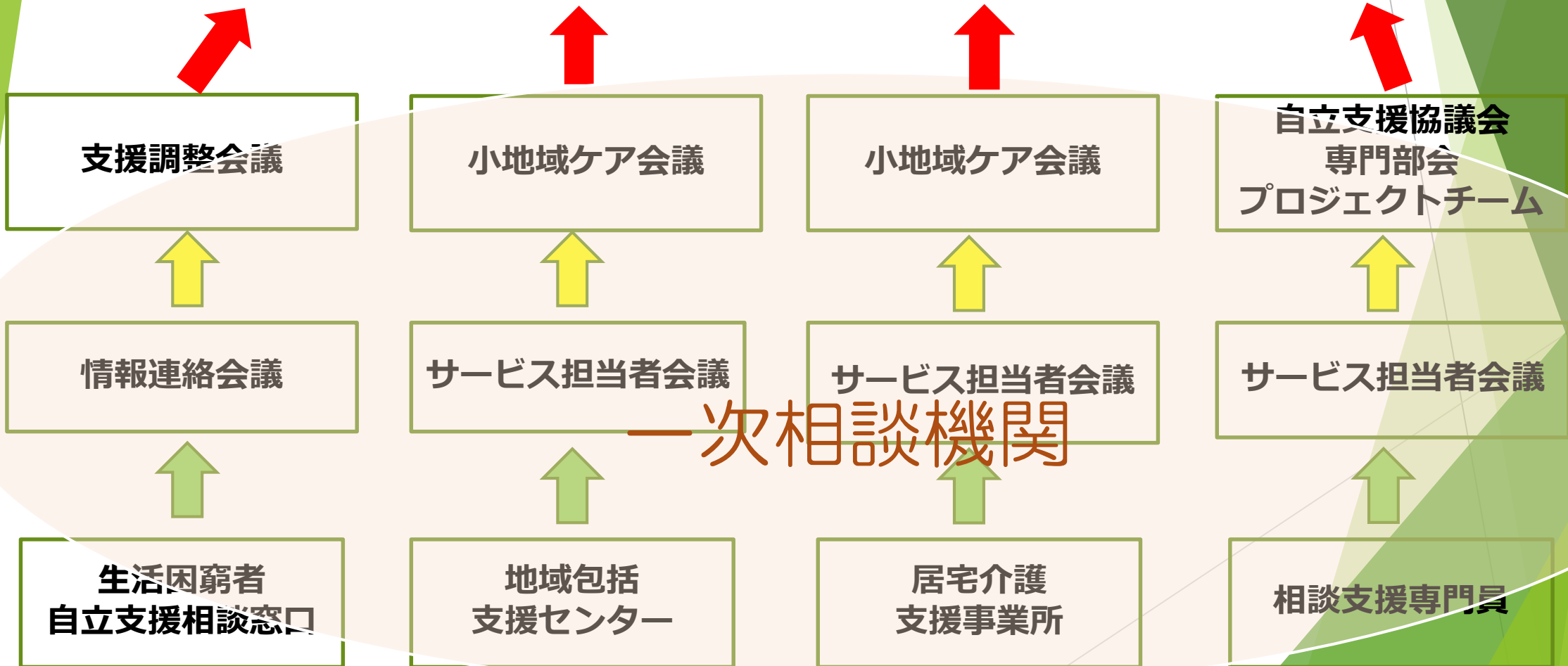
【事業計画】

- 福祉従事者向け **成年後見人制度講座 (全3回テーマ別)** (8月～10月上半期予定)
 - 成年後見制度の趣旨 ● 成年後見制度利用促進基本計画の概要
 - 中核機関の体制及び自治体・従事者の関係 ● 地域連携ネットワークの機能 等
 - 本人情報シートの作成 ● 事例検討 (親亡き後) 等
- 市民向け **今、求められる成年後見人制度 (仮称 市民講座)** (10月～11月下半期予定)
 - 制度の概要 ● 権利擁護が求められる背景
 - 日常生活自立支援事業と成年後見人制度の関係

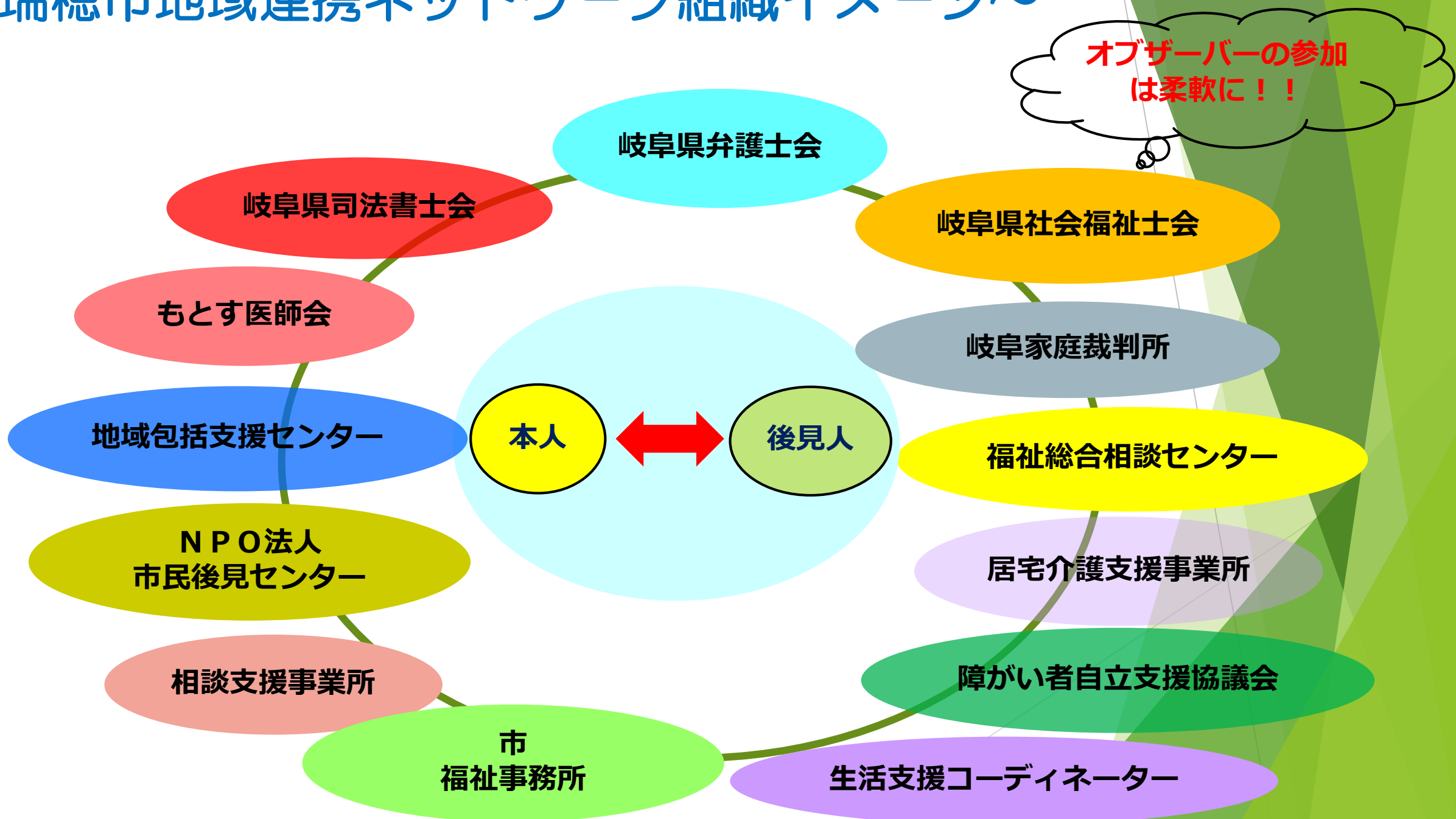
瑞穂市地域ケア会議（協議会）

～瑞穂市地域連携ネットワーク～

成年後見制度利用支援機関（中核機関）



～瑞穂市地域連携ネットワーク組織イメージ～



【 広報機能 】

- 市民に対して、成年後見人制度における相談窓口として一次相談機関の名称・所在・連絡先を周知する。（各福祉分野別）
- 福祉従事者（一次相談機関）向けに成年後見人制度の連携に関する研修（連続講座）を行う。
- 市民向けに成年後見人制度の概要に関する基礎研修を行う。
併せて一次相談機関の窓口に関しても周知する。

【 相談機能 】

- 福祉分野別の相談機関（高齢・障がい・困窮）を一次相談機関に位置づけ。

一次相談機関 として「**地域包括支援センター**」「**居宅介護支援事業所**」

「**相談支援事業所**」 「**生活困窮者自立支援相談機関**」の4つを主な分類。

一次相談機関にて相談・アセスメント・各協議会での協議・検討を経て、

【**重層的な権利擁護事例**】【**首長申立て**】【**成年後見制度利用支援事業**】などの検討が必要な事例について中核機関につなぐ。

- 中核機関において一次相談機関から挙げたケースの・把握・集約を行う。

- 初回インテークの時点で課題が重層した支援困難事案や権利擁護支援が明らかなケースにおいては、中核機関の担当者も協働で、調査・訪問・協議を行う。

【 協議会の運営 】

- 各福祉の専門分野に加え、医療・司法・まちづくり担当者等を交えた包括的な委員の構成による地域連携ネットワークを構築する。
- 市が主催する地域ケア会議（養護老人ホーム入所判定会等）における包括的なケース検討会議と協働する。
- 全体の進捗状況の確認・振り返りを行うために、年に1回～2回程度、全体会議を開催する。

【 市長申立てに関する支援 】

- 後見人の受任が望ましいが、家族関係、経済的事情等によって申立てが困難な対象者に対する市長申立ての必要性について地域連携ネットワークの協議会で判断を行う。
- 経済的事情を抱えた事案において、成年後見制度利用支援事業の活用のは非について地域連携ネットワークの協議会で判断を行う。

アセスメント・受任者調整会議の実施方法（案）

【協議案件】

- 一次相談機関から挙げられた支援困難事例における
総合的な支援方針の策定・コーディネート
- 権利擁護支援及び司法との連携に関する検討・協議
- 市長申立の必要性に関する協議・検討
- 成年後見制度利用支援事業の必要性に関する検討・協議
- 本人申立・親族申立における受任者調整

2021/4/21

【支援調整会議】

生活困窮者を中心とした福祉総合相談センターに挙がる多様な個別課題や事業の運営課題・方針を協議することを目的に、多様な民間とネットワークを形成して、定例的に開催。

【開催頻度】 月1回 定例開催

【参加委員】

- ・ 福祉生活課（委託元） . . . （査察指導員・ケースワーカー）
- ・ 地域福祉高齢課 . . . （老人保護措置担当者）
- ・ ハローワーク . . . （圏域就労支援ナビゲーター）
- ・ 法テラス岐阜 . . . （弁護士・事務局）
- ・ 市民後見センター . . . （社会福祉士）
- ・ JAぎふ . . . （作業療法士）
- ・ 障がい者就労移行支援事業所 . . . （当事者ワーカー・精神保健福祉士）
- ・ 人材派遣会社 . . . （事業戦略管理者）
- ・ 若者支援当事者団体 . . . （ひきこもり当事者グループ・フリースクール）
- ・ 医療法人 . . . （地域医療・介護連携センター）
- ・ 社会福祉法人 . . . （もとす広域エリアマネージャー）
- ・ 訪問看護ステーション . . . （相談支援専門員・保健師・看護師）

※参考資料



福祉と司法の連携 ～司法ソーシャルワーク～

自治体及び福祉を中心とした従事者と法律の専門家である**弁護士・司法書士**が協働しながら、自発的には法的サービスを求めづらい高齢者・障がい者等のもとに出向くなど、積極的な働きかけを行い、様々な司法・福祉課題に対する総合的な解決を図る**司法ソーシャルワーク**を推進。

瑞穂市では、社会福祉協議会として**岐阜県初**の
法テラス指定相談所（無料相談のみ）を開設。
瑞穂法律相談センター

平成30年度より運営開始！！

瑞穂法律相談センターとは

【概要】

瑞穂市社会福祉協議会と日本司法支援センター（法テラス岐阜）において、様々な生活的・経済的事項で法的サービスが受けられない対象者のために、業務連携の基本合意を交わし、法的な無料の相談機会を提供する。

月2回（第2・第4木曜日 13:30～15:30）定例開催。

【目的】

- ①福祉従事者と弁護士が中心となった多職種協働
- ②地域・司法・福祉による連携ネットワークの構築
- ③家庭的・身体的・生活的事項により、社会的養護が必要な対象者における司法トラブルの早期発見・早期解決の実現

借金問題 離婚問題 解雇・賃金未払 家賃滞納

弁護士に相談しませんか？

あなたのその悩み

無料

瑞穂法律相談センター

瑞穂法律相談センターは、瑞穂市社会福祉協議会・法テラス岐阜が業務提携を行い、運営しています。（※岐阜県弁護士会所属の弁護士による相談を実施しています。）

開催日 毎月第2・第4木曜日（各日定員4名）
※詳細は裏面をご参照ください。

利用方法 1回30分程度/同一問題につき3回まで相談可能です。
（例：離婚問題と債務整理の相談がある場合、それぞれに3回まで相談可能）

対象者 法テラスが定めた資力基準を満たす方
*予約・お問合せの際に、確認させていただきます。

申込 事前予約制
*予約無しでの当日の利用はできません

利用料 無料
*同一案件につき3回まで

場所 瑞穂市総合センター1階
相談室1
（瑞穂市社会福祉協議会内）



予約受付・内容に関するお問合せ

瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター

電話 058-327-8610

予約受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

瑞穂法律相談センター実績

【瑞穂法律相談センターの利用者】

(※令和元年度実績)

● 4月：2件 ● 5月：1件 ● 6月：2件 ● 7月：2件 ● 8月：6件
● 9月：8件 ● 10月：5件 ● 11月：2件 ● 12月：5件
● 1月：2件 ● 2月：3件 ● 3月：2件

年間計：40件

【主な相談内訳】

1位 債務整理 2位 離婚・養育費 3位 債権回収
4位 契約不履行 5位 損害賠償 6位 相続放棄

※瑞穂法律相談センターの利用がきっかけとなり、**自発的に判断や手続きに踏み出せる相談者が急増**。行政・ケアマネ・包括等の従事者を通じて相談に挙がるケースも増加しつつあり、**業種や圏域を跨いだ包括的な連携が、今後期待される**。

岐阜県弁護士会 相談連携事業

【概要】

岐阜県弁護士会 貧困と人権に関する委員会と瑞穂市社会福祉協議会間で連携協定を結び、月に1回定期的に同委員会の所属弁護士の派遣を受け、経済的困窮課題を抱える相談事例を担当する相談員を対象に相談機会を確保する。

岐阜県初！！ 福祉従事者向け 常駐型弁護士相談事業

【目的】

- ①個別事例の早期発見・早期解決機能の向上
- ②従事者のマネジメント能力の向上
- ③司福連携（司法ソーシャルワーク）のモデル構築
- ④瑞穂法律相談センターへの効果的なつなぎ・運用



これまでの個別ケース検討例

- ①債務整理（パターン別）見極め・活用
- ②相続権に関わる親族紛争（※相続放棄・生前贈与等の解釈）
- ③生活困窮に伴う資産整理（不動産売却等）
- ④知人・取引先等からの未収債権の督促の事案
- ⑤自己破産後の家計再生プラン
- ⑥過度な支払い督促に関する対応
- ⑦連帯保証人と債務整理の関係性
- ⑧一人親世帯における養育費等に関する紛争
- ⑨知人に対する損害賠償請求
- ⑩騒音被害と地域住民との対応
- ⑪クレジットカードによる不正利用の督促・請求対応
- ⑫配偶者による一方的な離婚の申し出に関する対応
- ⑬独居高齢者の対人トラブル&各種滞納に関する対応
- ⑭認知症高齢者とひきこもりの娘に対する介入
- ⑮パートナーによるDV（身体・心理・経済）への対応・介入

※法的紛争は個別性・多様性があり、司法による一定の専門的介入が無ければ解決に結びつかないことも多い。

瑞穂モデルの相互支援協同ネットワーク

ネットワーク

地域

福祉

瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター

司法

就労

居場所

農福連携

農業

個別性

多様性

司福連携

多職種・他機関

当事者支援・居場所

生活困窮者支援

ちょっとよってみ

もやいの家瑞穂

誠心寮

キッズスクエア瑞穂

ピクチャーフレーム

ミュージック

縁奏

ケアステーションひなた

民生委員 主任児童委員

ちょっとつながりたい

生活支援コーディネーター

日本航空少年団

柴田新聞店

子ども・若者支援ネットワークぎふ

岐阜県社会福祉協議会

ぎふNPOセンター

岐阜県若者・ひきこもり協同実践交流会 実行委員会

みんなのおうち

岐阜県子ども家庭課

よりそいネットワークぎふ

ひなたぼっこくらぶ

子ども食堂ぎふネットワーク

農福連携

農業

子ども食堂・フードドライブ

おてらおやつクラブ

つちや

美寿穂

善徳寺

弁当の日応援団IN瑞穂

フードバンクぎふ

明照寺

光順寺

専応寺

ウェルファーム

SPADA

吉野屋

八剣伝

岐阜県栄養士会

まるみ亭

Libra

アグリフレンド

SHINY

仕事工房ポポロ

みずほしごとの森

縁カレッジ

商工会

巢南リハビリセンター

女性農業委員

岐阜県農業会議

Steady Link

アンカー

プロGRESSエレック

社協賛助会員

寺田ガーデン

吉村内科

ほづみ園

音楽家・演奏家

あゆみだした女性と子どもの会

人材Bank

トリプルウイン

会計事務所

エステティシャン

さくら訪問看護ステーション

ワンネスグループ

STEADY AUTO

VOLTEC

ナインファクトリー

社会保険労務士

不動産会社

Man to Man Animo

Man to Man Passo